

くすり一口メモ

抗がん剤の無菌調製

最近では注射薬を取り扱っている薬剤師は、注射薬の全ての過程において、総合的な薬学的管理を行う必要があるといった考え方ができました。それに伴い薬剤師は、注射薬の混合調製に取り組むことが求められるようになってきました。その流れとして鹿児島市医師会病院薬剤部では、外来化学療法の無菌調製を平成18年4月1日より、入院の化学療法の無菌調製を同5月8日から開始しました。今回は薬から離れて、薬剤師による外来化学療法の無菌調製についてまとめてみました。

平成14年度の診療報酬改定によって、1日300点の外来化学療法加算が新設されました。これには「別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関」で「財団法人日本医療機能評価機構の認定を受けた病院であること」という要件が付加されていました。しかし平成16年度の改定で施設基準が緩和され、「財団法人日本医療機能評価機構の認定を受けた病院であること」は削除されました。これにより、多くの施設で外来化学療法が積極的に実施されるようになってきました。そして、更に本年度の改定では加算点数が1日400点に増加となりました。ただし入院の化学療法については、薬剤師が同様に無菌調製を行っても400点の算定はできず、無菌調製加算の50点のみの算定となっています。

本年度の外来化学療法加算の届出に関する算定要件は次の通りです。

1. 外来化学療法を実施するための専用の病床を有する治療室を保有していること。
2. 化学療法の経験を有する専任の常勤看護師が当該治療室に勤務していること。
3. 当該化学療法につき専任の常勤薬剤師が勤務していること。
4. 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること、又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されていること。

外来化学療法加算の施設基準は

1. 外来化学療法を行うにつき必要な体制が整備されていること。
 2. 外来化学療法を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。
- となっています。

今回、医師会病院では薬剤師が無菌調製を行うに当たり、注射剤の無菌製剤処理加算に則った設備を準備しました。また各診療科が独自に作成していた投与計画と処方内容を、プロトコールとして登録し標準化することにしました。プロトコールとして登録することにより、抗がん剤の処方、混合調製、患者投与のプロセスに、医師、看護師、薬剤師が相互に確認できるようになり安全性が向上することになりました。さらに安全キャビネット内で調製することによって、細胞毒性、変異原性のある抗がん剤の暴露から調製者を防ぐことが可能となりました。

無菌製剤室にはクリーンベンチと安全キャビネットを各1台設置し、マスク、ガウン、ゴーグル、手袋の完全防備で薬剤師が調製に当たっています。

薬剤部では今までに従事していなかった業務に多少の戸惑いはあったものの、すでに実施している病院を見学し、注射薬の混合方法について学ぶとともに、院内の医師・看護師の皆様と協力をいただきながら外来化学療法の無菌調製に取り組んでいるところです。

(鹿児島市医師会病院薬剤部 寺師 守彦)